令和８年度吹田市個人情報保護審議会

１　日時　　令和８年８月２４日（月）　（開会）10 時 00 分 （閉会）11 時 10 分
２　場所　　吹田市役所 高層棟４階 特別会議室
３　議題　　（１）会長・副会長の選任
　　（２）吹田市個人情報保護審議会及び吹田市情報公開運営審議会を統合し、吹田市情報公開･個人情報保護運営委員会を設置することについて(諮問)
　　（３）令和７年度（2025 年度）　個人情報保護制度の運用状況について

４　出席委員
　（会長）石橋　徹也　　（副会長）河野　和宏
　井上　陽介　　宮内　活己　　村上　大志　　横山　竜一
　香川　俊治　　廣瀬　惠美子　　宮崎　和子
５　欠席委員
　川端　哲　　倉田　希容子
６　出席市職員（実施機関（説明者）及び事務局）
　岡松市民部長
　市民相談室：山谷室長　　中野参事　　宮﨑主幹　　栗本主任
７　傍聴者
　なし
８　議事要旨
事 務 局：　～出席者等の紹介、資料の確認～

議題（１）会長・副会長の選任

～委員の互選により、会長に石橋委員、副会長に河野委員が選出された。～

議題（２）吹田市個人情報保護審議会及び吹田市情報公開運営審議会を統合し、吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置することについて（諮問）

実施機関：　～諮問案件説明資料に基づき説明～
委　　員：　統合理由について、密接な関連性がある個人情報保護制度と情報公開制度について、双方の視点を持ち、効率的な審議を行える体制の構築とありますが、具体的にどういったことを想定していますか。
実施機関：　情報公開という大きな枠組みの中で、個人情報開示や公文書公開について

ご意見をいただきたいと考えています。現在はそれぞれの審議会で審議をしていただいていますが、個人情報保護の視点のみというよりも、情報公開（公文書公開）の視点からもご意見をいただくほうが、より幅広い議論が行えると考えています。

委　　員：　委員を選任するときの視点（基準）を変更することは検討していますか。

実施機関：　公募委員については、両制度の視点を持つ方という形で募集をすることを予定しています。学識経験者として委嘱される委員についても同様に、双方の視点を持っていただきたい旨を推薦依頼時に伝えることを検討しています。公共的団体の代表者として委嘱される委員については、既に両審議会の委員である方もいらっしゃる状態ですが、より双方の視点を持った方にご参加いただけるものと考えています。各団体に負担となるような、専門家を求めるということは予定していません。双方の視点から分け隔てなくご参加いただきたいと考えています。

委　　員：　両審議会の委員構成や人数に差がある背景が分かれば教えてください。

実施機関：　保護審議会は、昭和５６年に「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」に規定したところから始まっており、そのときの委員構成が学識経験者３名、市議会議員４名、市民６名でした。当時は電子計算組織に係る個人情報のみが対象でしたが、その後個人情報全般を扱うように経過しています。

一方、運営審議会は、昭和６２年に「吹田市公文書公開条例」に規定したところから始まっており、当時は委員１５名以内で学識経験者と市民から委嘱することだけが定められ、内訳は明記されていませんでした。その後平成１４年に「吹田市情報公開条例」が施行され、人数は１５名以内のまま、学識経験者、市議会議員、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから委嘱することが定められました。内訳は、学識経験者２名、市議会議員３名、市民２名、市内の公共的団体８名でした。

その後、平成２５年に審議会への市議会議員の参画について全庁的に見直すこととなりました。両審議会に異なる成り立ちがあり、現在まで経過しています。

委　　員：　今回統合に当たり、委員の報酬は据え置きになりますか。

実施機関：　はい。審議の幅が広がるにもかかわらず、というところですが、予算の関係もあり、据え置きで日額8,400円と考えています。

委　　員：　予算などの事情は分かっているつもりですが、委員は半日ほど時間を割いており、物価も上がっている世の中なので、長い目で見ていただきたいと思います。恐縮ですが一言申し上げました。

～質疑応答終了～

会　　長：　委員の皆さん、本件について、同意する旨の答申をしてよろしいですか。

～異議なしの確認～

会　　長：　吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例第１５条第２項第２号の規定に基づき当審議会に諮問された、吹田市個人情報保護審議会及び吹田市情報公開運営審議会を統合し、吹田市情報公開・個人情報保護運営委員会を設置することに同意します。

議題（３）令和７年度個人情報保護の運用状況について

事 務 局：　～資料に基づき説明～

委　　員：　保有個人情報の利用目的以外の利用について、軽自動車税管理情報ファイルに含まれる情報を放置された原動機付自転車（以下「放置原付」といいます。）の対策のために提供したとのことですが、具体的にどのような情報（所有者の氏名等）を提供したのですか。

事 務 局：　所管室課からは、放置原付の所有者に連絡し、移動していただくことが一番の対策だと聞いています。その連絡は電話又は文書で行っていますので、氏名、住所、電話番号という最低限の情報のみを提供していると考えますが、細かい部分までは把握していません。

委　　員：　どの地域に放置原付が多いなどの傾向と対策を図るのではなく、具体的に放置されている所有者に対する対策ということですね。

事 務 局：　そのとおりです。

委　　員：　行政機関等匿名加工情報について、吹田市において公募等で利用した実績があれば教えてください。

事 務 局：　本市においてまだ実績はありません。

委　　員：　法改正以降、０件ですか。

事 務 局：　はい。

委　　員：　現時点で具体的に検討している情報の概要があれば教えてください。

事 務 局：　本件について、事務局に対し各室課からの相談等、動きはありません。

委　　員：　保有個人情報の利用目的以外の利用について、法の条文によると「目的外利用について相当の理由があるとき」という要件になっていますが、この「相当の理由がある」という判断を第一次的に誰が行っているのか、その判断が適切であるか否かの審査のようなものが制度として用意されているのかなど、具体的に教えてください。

事 務 局：　担当所管において、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがなく、法に規定する「相当の理由があるとき」に該当するものと判断したものと考えてい

ます。

委　　員：　その情報が必要だと思う部署と、その部署に情報を渡す部署があると思いますが、前者はその情報が必要なのだから、当然「相当の理由がある」と思っていると思います。ただ、「この情報はセンシティブなので、その理由では渡せません」という判断も有りうると思います。その判断が適切にされていないと、吹田市が激しく批判される危険性もあると思います。

　現在提供しているものについて否定しているわけではありません。相当の理由があるという判断に間違いがないということがどのように保証されているのか。「必要である」と言っているだけなのか、たとえば事務局の部署が第三者的にチェックしているのかなどを知りたくて質問しました。

事 務 局：　まずは担当所管において判断することになりますが、事務局の部署にも当該室課から相談という形で話が来ます。その際に、国が定めている実務に関するガイドライン等を読み込んだ上で、当該室課に対して助言等を行っています。第三者の機関に妥当であるか諮問するなどの制度は用意していません。

委　　員：　個人情報を別の目的で利用するということに関して、実態として保護審議会が関与できていないということですよね。その良し悪しを考えるのは我々ではないかもしれませんが、少し危うい感じがしました。適切に事務を行っていると思いますが、制度としてのチェック機能があっても良いのではと思いました。

委　　員：　存否応答拒否１件について、個別具体的にどのような内容であったか説明できますか。

事 務 局：　事務局が把握できている範囲で説明します。【個人情報保護のため省略】

委　　員：　このような制度審議のときに、件数だけでなく具体的な請求内容やそれに係る開示、不開示等を一覧表にしている自治体がありました。それを見ると、「なるほど、だから不存在なんですね」などが一応分かるようになっていました。お手数をおかけすることにはなりますが、ある程度各案件についてもう少し具体的に説明しても良いのではと思いました。これは提案ですが、簡単に、問題ない範囲で一覧表を作成することを検討いただきたいと思います。

以上